

【米沢鶴城高等学校「生徒心得」より抜粋】

第3章 服装

服装・容姿について、次の事項を守る。

1. 本校生徒の制服は学校指定のものとし、登校時は必ず着用する。
2. 履物 校内上履きは学校指定の運動靴とし、靴紐は色別に定めた類別のものとする。外履きは、革靴か運動靴とする。
3. 通学カバン 機能的で安全なカバンを携行する。

<頭髪等>

1. 髪形は目にかからない端正で清潔感のあるもの。
2. パーマ、カール、染髪、脱色など人工的な加工は認めない。
3. 化粧、マニキュア、アクセサリ、ピアス等は認めない。

<服装等>

1. 年間を通して気候や体調に合わせて各自が判断し、指定の制服を組み合わせず着用する。
2. 正装時以外は、指定のポロシャツか指定のカーディガンを上衣として着用することができる。
3. ソックスは派手でないものとする。
4. ストッキングは肌色または黒であること。
5. スカートの丈は、膝頭の範囲とする。
6. 式典等、学校が指定した日は正装とする。

<冬の正装>

上衣：指定の詰襟、ブレザーまたはイートンジャケットのいずれかを着用する。

中に指定のシャツ、セーラーカラーブラウスのいずれかを着用する。

詰襟以外は、指定のリボンまたはネクタイを着用する。

寒い場合は、詰襟、ブレザーまたはイートンジャケットの中に指定のカーディガンの着用を認める。

下衣：指定のスラックス、スカートのいずれかとする。

ソックスは白、黒、灰色、紺の単色とする。

ストッキングは肌色または黒とする。

<夏の正装>

上衣：指定のシャツ、セーラーカラーブラウスのいずれかを着用する。

下衣：指定のスラックスまたはスカートを着用する。

ベルトの色は黒、茶系とする。

ソックスは白、黒、灰色、紺の単色とする。